

5月は消費者月間です。1988年以降、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発事業を集中的に行っています。これに合わせて、県消費生活センターでは5月1日から16日まで、県庁1階のホールで啓発DVDの上映をはじめ各種パンフレット、パネルなどを展示します。

消費者庁が設定した今年の全国統一テーマは「ともに築こう 豊かな消費社会～誰一人取り残さない～」です。安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するためには、消費者が自ら社会的課題の解決に目を向けて行動することが重要です。また、事業者が消費者の視点に立ち、消費者志向の経営に取り組むことが期待されています。

消費者被害が年々、多様化・複雑化する中で、消費者一人ひとりが被害に遭わない知識を身につけることが大切です。

県消費生活センターでは、高齢者の消費者被害や子どもの事故の防止など、消費生活に関する知識の普及のため、「消費生活出前講座」を実施しています。

保育園や学校、企業、高齢者サロンまで、様々な会場にセンターの職員がお伺いして講座を行います。内容は受講される方のご要望に応じますので、ぜひご利用ください。

講座の費用は無料です。問い合わせや申し込みは、県消費生活センター（023-630-3239）までお願いします。

このほか、商品やサービスの契約に関するトラブルや、借金など消費生活についての困りごと、心配なことがありましたら、すぐに県消費生活センターや、お住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

窓口まで出向くのが難しい方は、消費者ホットラインの「188」もあります。お気軽に活用してください。